

平成28年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成28年12月13日）

---

（午前9時54分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。若干定刻前でございますけれども、ただいまから、平成28年歌志内市議会第4回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番山崎瑞紀さん、5番谷秀紀さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から12月15日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案11件、諮問1件、委員長報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成28年第4回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようですので、諸般報告を終わります。

## 報 告 第 1 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第16号議案第52号平成27年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号平成27年度歌志内市病院事業会計決算の認定について、平成28年9月7日決算審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長本田加津子さん。

○決算審査特別委員会委員長（本田加津子君） —登壇—

報告第16号議案第52号平成27年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第53号平成27年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

次ページのお開き願います。

決算審査特別委員会報告書。

当委員会に閉会中の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第52号平成27年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。議案第53号平成27年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。（平成28年9月7日付託）

2、審査の経過。

11月14日、15日、16日の3日間、これが審査のため本特別委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

認定する。

○議長（川野敏夫君） これより、ただいまの決算審査特別委員長の報告のうち、議案第52号平成27年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 報告第16号議案第52号平成27年度歌志内市各会計歳入歳出決算についての反対の立場から討論をしたいと思えます。

平成27年度決算においては決算委員会で市長から、住民福祉を滞りなく終了できたとの話

がされましたが、市民の暮らしは向上しているとはほど遠い状況にあったと感じております。

人口減少になかなか歯どめがかからず、1年間で約130人ほどの減少となりました。平成27年度行政においては限られた財源の中で、確かに住民福祉向上に取り組み、子ども医療費無料化の拡充や肺炎球菌ワクチンの継続など行っていたことは一定の評価に値するものと思っております。

また、財政調整基金が28億円に達し、今年度27年度においては3億円の積み増しができております。これも市職員の努力によって積み増しができているものと思っております。

しかし、その反面、毎年のように3億円近い財政調整基金への積み立てが行われているにもかかわらず、住民の生活は向上するどころか年金は下がり医療費への負担は多くなり、給付減となる状況が今なお続いております。

このことは、国が推し進める悪政によるものがほとんどですが、こういうときに行政が住民に寄り添い、少しでも力をかすことが大きな役割ではないかと思っております。

市長が、議会答弁の中で財政調整基金への積み立てばかりを行うのではなく、その一部でも住民へのために使うことが望ましいと言っていたように、住民の生活向上のために使うことが望まれたのではないかと思っております。

介護保険制度や生活保護制度の見直しでも、利用者にとって大変大きな問題だったと思っております。国が進める制度に対し、行政として行なわなければならないことは承知しておりますが、これは住民福祉の低下に直結した大問題でもあると思っております。その利用者の方々にどれだけ市独自の手厚いサービスを行えたのか、平成27年度にはなかなか見えなかったと思っております。

また、産業の創出として試験用ぶどう栽培の着手が始まり、大きな事業として展開されましたが、住民の中には、今までの失敗をまた繰り返すのかなど多くの批判が出ておりました。この事業をするなら、もっと住民生活を楽にしてもらえることにお金を使ってほしいという声は、切実な住民の願いなのではないでしょうか。

そして、何より市営プールがなくなったことも大問題だと思っております。再三質問の中で取り上げてきた問題ですが、答弁の中で、プールがなくなったことは福祉の低下と認識していると言われているように、これは住民福祉の大きな後退と言わざるを得ないものであります。

老朽化が問題になり、危険な施設となってしまったことは行政の施設メンテナンスの仕方にも大きな問題があったのではないかと思っております。

歌志内の子どもにとってみれば、単に大人の事情でプールを取り壊すとなってしまう、夏の憩いの場がなくなると、とても残念な結果だったのではないのでしょうか。このことは子供たちにとって福祉の低下であると思っております。

以上のことから、住民福祉向上に一定の評価をできるところはあったものの、それよりも大きな福祉低下の問題や生活向上を目指す制度導入など、住民福祉の施策が市民からは見受けられなかったのではないかと認識して、報告第16号議案第52号についての反対討論としたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がございますので、賛成する議員の発言を求めます。

山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 私は、ただいまの委員長報告に対して賛成の立場で討論いたします。

歌志内市各会計歳入歳出決算につきましては、決算審査特別委員会の審査方針にあるとおり、当初予算編成方針の目的が達成されたかどうか、また、事業効果及び経費の効率化に創意

工夫が図られたかどうかを主眼に審査しました。

その結果、予算編成方針の目的どおり住民生活の安全確保、住民福祉の充実及び良好な住環境の整備など、各種事業が着実に実行されたものと評価することができる決算であり、また、限られた財源、財産を効果的に活用され健全な財政運営がなされたものと判断されることから、委員長報告に対し賛成の討論といたします。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第52号について、起立により採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、認定とするものであり、本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり認定されました。

これより、決算審査特別委員長の報告のうち、議案第53号平成27年度歌志内市病院事業会計決算の認定について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第53号について採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、認定とするものであり、本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり認定されました。

## 諮 問 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議決の意見を求めるものでございます。

記。

住所 歌志内市字神威272番地2。

氏名 秋元邦子。

生年月日 昭和27年6月5日。

提案理由は、人権擁護委員秋元邦子氏が平成29年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き委員として推薦しようとするものでございます。任期は3年間でございます。

次のページをお開き願います。

秋元邦子氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、諮問第1号について採決をいたします。

ただいまの諮問については原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、これに同意することに決しました。

## 議案第58号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 議案第58号固定資産税の減免の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第58号固定資産税の減免の特例に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、本市の総合計画等において主要観光施設に位置づけている株式会社歌志内振興公社所有の保養施設を維持することによる地域経済の活性化及び同社の経営安定に資するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

固定資産税の減免の特例に関する条例。

株式会社歌志内振興公社が所有する固定資産で、うたしないチロルの湯及びアリーナチロルに対する固定資産税を平成29年度から3年間免除するものとする。

この減免措置につきましては、議員各位の御理解のもと平成20年度から開始されており、現行の条例において、本年度末まで実施することとしております。

この間、同社の決算状況を見ますと、平成25年度に行われた大幅なリニューアル以降、一定の利用者数の確保により売り上げは伸びているとのことでありますが、多くの累積赤字を抱え厳しい経営を余儀なくされている状況下においては、今後も必要な支援であると判断されますので、同社からの要請に応じ引き続き平成29年度から31年度までの3年間減免措置を講じようとするものであります。

附則、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、固定資産税の減免の特例に関する条例（平成25年条例第23号）は廃止する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） まず、一つ目なのですけれども、本来でしたら減免の援助がない場合、年間市に幾らぐらいの税金が入ってくることになるのか教えていただきたいと思います。

また、この減免措置がなかった場合、公社の経営状況はどういうふうになるのかを伺いたいと思います。

三つ目、最後なのですけれども、この免除されていることに対して、振興公社としてどうとらえているのか、行政としてはどういうふうにそれを認識しているのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） このたびの減免の関係でございますが、振興公社のほうから行政のほうに報告を受けた内容について、知り得る範囲での答弁とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

このたびの減免にかかる部分でございますが、課税標準額といたしましては3億7,530万6,000円と、税率1.7%、年税額で申し上げますと638万200円ということでございまして、これが3年間ということでございますので、1,914万600円になろうかと、このように考えているところでございます。

次に、これがなかった場合の公社の経営に関する部分でございますけれども、公社からの決算報告等を見ている中で、やはり前期平成27年度の決算でございますけれども、単年度で約150万円程度の黒字決算という形にはなっておりますけれども、やはりその内訳といたしまして、市からの補助金が含まった中での黒字という状況でございます。

そういった中で今回のこの減免が受けられないとなった場合は、やはり公社の経営としては厳しくなるのではないかと、このように考えているところでございます。

また、行政としての今回の減免にかかる認識ということでございますけれども、今、経営の関係で御説明をを申し上げますとおり、やはりこういった公社の経営の安定化がまだ図られていないというような状況の中で、やはりこういった行政としてできる支援は必要ではないかと、そのように考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 歌志内にとって、この施設は大切なものだというのは承知しております。その面でも市からの援助が結構このほかにもいろいろ入っていると思うのですけれども、これらの措置が振興公社が当たり前ととっているような経営の体制だったら、その経営の改善は見込めないと思うのですけれども、その辺株主としての答弁をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 議会ですたびたび振興公社に対する御質問がありますが、何度も繰り返して申し上げているつもりですが、振興公社の体質として、当初から経営については非常に厳しい環境にあるということは十分御承知のことと思います。これを利用したいと申しますか、振興公社という形をとって、市が何とか基金の取り崩しをしたという手段に使ったということも十分御承知のことと思います。

行政としては、当初から経営については非常に厳しい環境にあるということは議会のたびに御質問を受けて答弁をしていたと思います。当分の間は支援をしながら経営を維持し雇用を確保するといえますか、これを守っていくというものの考え方で支援をしていかざるを得ない。また、市民にとりまして貴重な財産、あるいは観光に対する一つの資源という考えもござい

す。

また、議会の御理解をいただいて、アリーナ等を高齢者の健康づくり、あるいは子供たちの体力づくりという形で利用させるということも含めて議会の御理解をいただいたと、そのように理解しております。

今後とも、当面経営が安定できるまでは何らかの形で支援を続けてまいりたいと、そのように考えております。

行政が当初スタートさせた時代から見ますと、人口が半減しているような状態でございます。ですから、経営の内容につきましても、スタートさせたときと比較をし現在の振興公社というものを、そこまで要求するのは非常に厳しい環境にあるだろうということで、そういう部分も加味しながら行政としてどこまで支援できるか、これ限度あると思いますが、許される範囲内で努力をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第58号について採決をいたします。

ただいまの議案については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 6 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第62号財産の貸付についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第62号財産の貸付について御提案申し上げます。

下記により、市有地を無償貸付するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。1、貸付物件、土地。所在、字中村、地番76番地2のうち、地目、宅地、地積5,366.16平方メートル、同じく地番78番地3のうち、地目、雑種地、地積3,952.09平方メートル、合計9,318.25平方メートル。

2、貸付期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

3、貸付の相手方、歌志内市字中村78番地3、株式会社歌志内振興公社代表取締役岩崎雄逸。

4、貸付の目的、保養施設（宿泊、浴場及び体育館）に関する事業用地として使用するため。

提案理由は、株式会社歌志内振興公社に対する経営支援として、「うたしないチロルの湯及びアリーナチロル」が所在する市有地を3年間、事業用地として同社へ無償貸付するため、法

令の定めるところにより、議会の議決を得ようとするものでございます。

株式会社歌志内振興公社への財産の貸付については、議員各位の御理解のもと、市有地の無償貸付について同社が実施する事業の着実な推進と同社の経営を支援するため、平成20年9月以降議決をいただいているところであります。

同社においては、平成25年に施設のリニューアルを行うなど本市の貴重な観光施設の担い手として鋭意努力を重ねており、一定の利用者数の確保により売り上げは伸びているとありますが、経営状況は依然として厳しい状況が続くものと判断されることから、引き続き3年間の無償期間の延長申請がありました。

本市といたしましては、同施設が貴重な観光資源であること、市民の健康増進や地域経済の活性化に寄与していることを踏まえ、事情やむを得ないものと判断し、土地の無償貸付をするため御提案するものであります。

なお、無償貸付地の位置図につきましては、定例会資料の28ページに掲載しておりますので御参照願います。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第62号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 5 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第59号歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第59号歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）の施行に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。



(歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)。

第1条、歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成13年条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

第11条中、「、介護休暇」を「、介護休暇、介護時間」に改める。

これは休暇の種類に新たに第15条の2で加えることとなる介護時間休暇について条文を整備するものでございます。

第15条は、職員の申し出に基づき介護休暇を、6カ月の範囲内で3回まで分割して取得できるよう条文を整備するものでございます。

新設の第15条の2は、介護時間の規定でございます。

これは介護のため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年の期間内に1日につき2時間まで勤務しないことを承認できる無給休暇を規定するものでございます。

第6条第3項中「前条」を「第15条」に改める。

第17条(見出しを含む)中、「、介護休暇」を「、介護休暇、介護時間」に改める。

これは第15条の2介護時間休暇を追加したことにより条文を整備するものでございます。

(歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)。

第2条、歌志内市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第11号)の一部を次のように改正する。

新設の第2条の2は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、条例で定めるところとされた事項について規定するもので、法律上の親子関係に準ずる関係についても、この範囲に含み、育児休業等を行うことができるよう拡大されたところでございます。

なお、従来の第2条の2につきましては、第2条の3として1条を繰り下げております。

第3条及び第10条の規定は育児休業及び育児短時間勤務をしている職員が、さらに育児休業等しようとする場合の特別な事情を定めておりますが、育児休業法におけるこの範囲の拡大に伴い、それぞれ条文を整備するものでございます。

第18条第2項は、介護時間休暇の新設に伴い条文を整備するものでございます。

第3条、歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

これは、本条例第2条で規定いたしました第2条の2の条文中に、既に法律の施行により平成29年4月1日以降の改正が決まっている条項があるため、それにあわせ条文を整備するものでございます。

附則、第1項は、施行期日でございます。この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年4月1日から施行する。

第2項は、改正前の歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定により介護休暇の承認を受けた職員に対する経過措置の規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長(川野敏夫君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 2点について聞きたいと思います。今回のこの職員の対象範囲なのですが、職員ということで書かれているのですけれども、嘱託職員だとか、臨時職員、あと一般職の特別職だとか臨時職員の方も、この対象に入っているのか伺いたいです。

二つ目なのですが、全国の中では自分が休んだらほかの人に迷惑がかかるとか、休業を取るのに罪悪感があるということがいろいろ言われていて、休業を取ることにちょっと後ろめたい話を聞くのですけれども、その辺きちんとした育休、介護休みにかかる人たちのフォローの体制ですね、この辺は市のほうではどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 今回の改正の部分につきましては、市の職員の改正の部分でございます。

2点目の部分でございますが、基本的にこういった法改正がありましたら職員の周知及び管理職につきまして、そういった情報等がありましたら相談いただきたいということは、繰り返してやっていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） スムーズに休暇は取れる状況になっているということで、認識していてもよろしいですか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） そのような御理解でよろしいかと思えます。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第59号について採決をいたします。

ただいまの議案については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 6 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第61号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第61号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

初めに、このたびの改正の根拠となります平成28年人事院勧告の概要につきまして、資料

に基づき御説明いたしますので、定例会資料8ページをお開き願います。

人事院勧告の概要として関係部分を抜粋しております。上段をごらん願います。

給与勧告のポイントであります。給与改定の内容と考え方といたしまして、月例給(1)俸給表につきましては、民間給与との格差708円、0.17%を埋めるため、民間との差がある初任給の引き上げ及び若年層についても同程度の改定を行い、平均0.2%の俸給表の水準を引き上げることとなっております。

次に、ボーナス、期末勤勉手当でございますが、民間の支給割合に見合うよう4.2カ月分から4.3カ月分に引き上げられ、引き上げとなった0.1カ月分につきましては、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分され、本年度は12月期に0.1カ月、29年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう0.05カ月ずつ引き上げられることとなっております。

それでは、議案に戻りまして、歌志内市職員給与条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由は、国家公務員の給与改定に準じ給料月額及び勤勉手当の改定を行うため、歌志内市職員給与条例の一部を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例。

第1条、歌志内市職員給与条例(昭和29年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第34条の2、第2項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則、第27項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に「100分の80」を「100分の90」に改める。

これは平成28年12月期の勤勉手当の支給割合を再任用職員以外の職員については0.1カ月分、再任用職員については0.05カ月分引き上げることに伴い、関係する規定を整備するものでございます。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

これは平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の俸給表の改定に準じ、本市給料表を改正しようとするものでございます。

第2条、歌志内市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第34条の2第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第27項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

これは第1条において引き上げられた勤勉手当関係の規定を、平成29年度以降は6月期及び12月期において均等になるよう改正しようとするものでございます。

附則第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

これは平成29年4月1日以降における勤勉手当関係の規定の施行期日を定めるものでございます。

第2項、第1条の規定(歌志内市職員給与条例(以下「条例」という。)第34条の2第2項及び附則第27項の改正規定を除く。)による改正後の条例の規定は平成28年4月1日から、第1条の規定(条例第34条の2第2項及び附則第27項の改正規定に限る。)による改

正後の条例の規定は同年12月1日から適用する。これは第1条に規定した給料表の改正は平成28年4月1日から適用し、勤勉手当関係の改正は同年12月1日からの適用を定めるものでございます。

第3項、第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与（歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例（平成27年条例第8号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条の規定による改正後の条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

これは平成28年4月から支給済みの改正前の条例の規定による給与について、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす規定を定めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回のこの給与の増額なのですけれども、0.2%分ということで聞いてます。それで、この増額する分の財源として、配偶者手当を還元させてこの財源に充てるという話をちょっと聞いているのですけれども、その中で、国会の中で話しされていることでは約45%の職員が実質所得が減るという話もされておりました。当市にとってはどういうふうになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 今回の人勤の内容の中の一部に、配偶者にかかる扶養手当の見直しというものが入ってございますが、今回の条例の改正につきましては、それを除いた部分で御提案しております。これにつきましては、現在組合のほうに申し出を行ってございまして継続交渉中でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第61号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 6 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第60号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第60号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、国家公務員の一般職の職員の給与改定に準じ、議会議員及び特別職の議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の6ページをごらん願います。

（歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）。

第1条、歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第6項平成28年12月に支給する期末手当に限り第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に100分の227.5を乗じて得た額とする。

これは平成29年度以降の期末手当の支給月数を6月、12月、それぞれ0.05カ月分引き上げる改正を行うとともに、平成28年12月の期末手当に限り0.1カ月分の引き上げを行うこととする規定を定めるものでございます。

第2条は、特別職の職員の期末手当に関する規定を、第1条で御説明いたしました議員の期末手当と同様に改正するものでございますので、説明は省略させていただきます。

附則、第1項につきましては、この条例改正を平成28年12月1日から適用することを定めるものでございます。

第2項は、改正前の条例の規定により支給の期末手当については改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす規定を定めるものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第60号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　御異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

## 議案第63号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第63号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第63号指定管理者の指定について御提案申し上げます。

次のとおり歌志内市デイ・サービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、公の施設の名称、歌志内市デイ・サービスセンター。
- 2、指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人歌志内市社会福祉協議会。
- 3、指定管理者となる団体の所在、歌志内市字本町130番地2。
- 4、指定の期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由は、歌志内市デイ・サービスセンターにおける管理運営を、効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定しようとするものでございます。

指定管理者につきましては、歌志内市公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の定めにより募集要項等を定め、条例第5条第1項第1号の当該施設の性格、規模及び機能により公募することに適さないものと判断し、社会福祉法人歌志内市社会福祉協議会を公募によらない指定管理者の候補者として選定をいたしました。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、公募によらない指定管理者の候補者の選定の手続であることから、指定手続条例施行規則第5条に基づく選定委員会の開催を不要とするところですが、審査の客観性、公平性を確保するため選定委員会を開催し広く意見を求めたところであります。

選定委員会では、申請書とともに提出された事業計画書、収支計画書の確認を行い、公募時の指定手続と同様に利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上、施設の効用が最大限に発揮されるか、維持管理能力、利用者増につながる施策と指定手続条例第4条に定める選定方法等に基づき審議をしていただき、選定されたものでございます。

なお、指定管理者の概要、事業計画等につきましては、定例会資料の29ページから33ページでございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうから、何点か質問させていただきたいと思います。

まず、一番気になるところは指定管理者の期間が2年から3年間に変わりましたという内容でございます。恐らくさまざまな情報からそういったことになるのかなとも思うのですが、そのような関係で、今の説明がありました選定委員会ですか、その中でどのような内容のことが話し合われたのか、そして、2年から3年に変わるというその内容を、どのように考えてそのように至ったのかを答弁いただければと思います。

次に、これはちょっと正直言ってわからないので教えていただきたいというところから始まるのですが、大変申しわけありません。

23ページのデイ・サービスにかかる収支計画書、これは収入、そして支出、それから収支

とあるのですけれども、計画書の収支がマイナスで出ている。恐らくこれは指定管理を受けるところが社会福祉協議会ということで、その他もろもろのことがあって、この時点で終わっているのかなというふうな思いもするのですが、これのあり方をちょっと説明していただければと思います。

次の老人福祉センターは正確に、収支がゼロになって出ているような状況もありますので、ただ、これについては2年前も、このような状況から収支計画書が出されているのも事実あります。まず、その3点につきましてお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 下山議員に申し上げますけれども、今は質疑は2点ですか、3点ですか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私からの質問は、選定委員会の中でどういったことが話し合われたのかということ。そして、その内容によって2年から3年に変わったその理由をというふうに聞いたつもりです。そして、最後の収支のことですね。その3点でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは、1点目の選定委員会で、どのようなことが話し合われたかということについて御答弁申し上げます。

選定委員会の中で主な意見としましては、収支につきまして、近年の利用者本位の取り組みが利用者の増加につながっておりまして、引き続きサービスの向上及び収支の改善が期待できるのでないか。また、短期間で赤字額の圧縮を実現し、今期の取り組みや事業計画におきましても、関係機関との連携強化やサービス向上の努力を重ねている様子がうかがえるのではないかと。

また、将来的な部分につきましては、利用料金制の検討も必要でないかとか。あと赤字解消までには、さらに収支改善が求められるほか、市におきましても、利用状況や施設の老朽化等を勘案して、将来的な施設のあり方を検討すべき時期に来ているのではないかというような意見がございました。

あと指定管理の期間を、2年から3年になぜしたかということでございますが、もともとデイ・サービスは、今まで3年間を一つのスパンとして委託をしておりました。前回赤字額が大幅にふえてきたものですから、その経過を見なければならぬということで、短期間で収支が改善されるかどうかということを見きわめる必要もありましたことから、2年間としておりました。今回、その部分がある程度改善されましたので、通常の3年間という形に戻っております。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） デイ・サービスセンターの収支の関係でございますけれども、資料にあります介護収入につきましては、基本的に利用者に伴う部分での介護収入にかかる指定管理料の部分でございます。その関係と、それからデイ・サービスの収入の言うなれば構造的なものとしたしましては、介護収入にかかる部分の給食自己負担を含めた全体の介護収入、それと収支によります指定管理料になっているものでございまして、その部分の収支の支出と収入の部分の差し引きの部分が、収支という形でマイナスという形になっているものでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それでは、再質問を続けさせていただきたいと思っております。

今、課長の方から、利用する人が大変ふえているのですという答弁がございました。確かに本当にこれ右肩上がりというのはまさにそのことをいうのでしょうかね。平成25年、26年、27年とざっくりなのですが、1,700名、2,200名、3,700名、そして今年度の平成28年の9月までの間で2,319名、もう恐らく今回は4,000名を完全に超えて4,500ぐらいいくのかなというふうな思いで見えています。

社会福祉協議会や現場の職員の方々の本当に頑張りに敬服するところでございますが、それに応じてさまざまな意見が出たという話でございますが、例えばこういったことを手当てしてもらいたい、そういった話は出てこなかったのですか。私見の中で、介護職員の数、中にいる方々、今のままの状態で大丈夫なのかなという思いも正直ございます。これからサービスを広めていく意味でも、そういったことも手当てしなければならないのかなという思いですが、その点についても答弁をいただきたいと思えます。

それと先ほどの収支のバランスということで聞かせていただきましたが、計画書ですから、私は収支はゼロに持って行ってその分の足りない分、要するに平成29年度であれば659万何がしという金額を指定管理料として収入のほうに入るのが普通なのかなという考えのもとに質問させていただきました。

これを受けているところが社会福祉協議会、ほかのもろもろのものもあって、一度に指定管理者が入って、そこから分配されたりするというのもちょっと考えたものですから、その点について答弁いただければという思いで聞いたわけです。恐らくやこのマイナスの部分が指定管理料として入ってくることになると思うのですが、答弁をいただければと思えます。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは1点目の職員数の関係でございますが、指定管理者から出てきました社会福祉協議会のほうで、利用人員に応じた職員数ということで提案されておりますので、その部分につきましては大丈夫ではないかというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 指定管理料の部分でございますけれども、指定管理料を負担したり収支がゼロになる場合もありますけれども、このような施設の場合については収支が限りなく均等になるように、一般的ではございますけれども混乱を招かないような形で、これまでもこのような形で資料としていたところでございます。

今後の部分といたしましてこれまでどおりの形として、資料のほうは前回と同様の形で提案をさせていただいたということでございます。

それで、指定管理料の中で毎年状況が変わってくる部分もありますので、単年度単年度で協定を結んでおりますので、その中でこれまでも指定管理料を計上をしていくという形を取っているというふうになっております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 3点について聞きたいと思えます。

平成26年度の第4回定例会でいろいろ話し合われておりましたけれども、その中で人件費の問題が話が出ておりました。現在どういうふうになっているのかお聞きしたいと思えます。

二つ目なのですが、ほかの施設ですね、以前勤医協と職員を入れかえていろいろ交流をやったりだという話もしておりましたけれども、市内、市外問わず利用者は職員もさまざまな情報を得るために交流を今後も行う必要もあるのではないかなと思うのですが、その辺どういうふうにとらえているのかお聞きしたいと思えます。



あと三つ目なのですけれども、先ほども説明の中で言っていましたけれども、若干利用者のほうもふえてきているという話もしておりました。ただ、厳しい経営状況というのは、なかなか変わらない状況だということの説明されたのですけれども、厳しい状況になった要因の一つとして、居宅サービスの事業を昔やっていた話を聞いたのですけれども、それを都合があつてやめたのだと思うのですけれども、それによって経営状況にもかなり大きな影響があつたという話を聞いております。

今後、経営を改善していくのにも、この居宅サービスの事業の復活というのも大いに考えていく時期なのではないかなという気もするのですけれども、その辺いかがかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 職員等の研修の関係でございますけれども、これまでもお聞きしている部分でいきますと、各種研修と言いますか、北海道デイ・サービスセンターが主催いたします研究会それからスキルアップセミナーなどに、時間が許される範囲の中で職員の研修を行っているということでございます。

今、議員からのお話がありましたとおり、今後、また、どんどん変わってきますので、許される範囲の中で近隣の類似している施設等の方々との研修も含め、そのような形で社会福祉協議会のほうに申ししていきたいというふうに思っております。

それから、運営状況に関する居宅サービスの関係でございますけれども、前回の指定管理期間の中で非常に状況が悪かったということで、この2年間については、言うなれば利用者増に伴う部分での関係を力を入れてきたという形になっておりまして、今、現在も新規の利用者、それから継続して回数をふやしていただくというようなさまざまな形での利用増策をとっております。

居宅サービスの部分については、ちょっと私も申しわけありませんが、どこの期間までやられていたのかちょっとわかりませんが、今現在は通常の通所サービス事業の利用者増の獲得のために努力をしているという形で進んでおりますので、今後の検討課題として、こちらにつきましても、先ほどの研修とあわせて社会福祉協議会等にお伝えをしていって、ともに検討をしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 人件費の関係でございますが、平成28年度では90%ぐらいの人件費比率でなかったかというふうに思っております。計画では平成29年度では割り返しますと80.7%、30年は78.8%、31年は74.6%ということで、少しずつ下がっているような状況でございます、計画上は。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 賃金のことなのですけれども、やっぱり利用者に対してよりよいサービスを行うというのは、やっぱり職員のやる気の問題だと思うのですよね。そのやる気の問題を起こす一つの要因として、やっぱり賃金というのが大きくかかわってきていると思うのですよ。

介護職というのは物すごく大変な職業で、それに対しての賃金というのはなかなか見合う形のものに今なっていないのですよ。そんな中でも、やっぱり少しでも職員のやる気、イコールそのサービスの充実ということを考えると、賃金を減らしていくという考えは私は余り納得はできないものなのですよね。

その辺の社会福祉協議会との話し合いの中で、もうちょっと介護職員に対しての賃金のアップだとか、そういったことを踏まえて話をしたいと思うのですけれども、その辺いかがお聞きしたいと思います。

もう一つなのですけれども、居宅サービスの件です。やっぱり今後の運営の大きく左右する事業の一つになるかと思うのですよね。やっぱり利用者の増というのは、先ほど答弁あったように必要不可欠ですね。

それに加えて何人増えるとちょっと何とも言えないところなのですけれども、計画には乗ってまですけれども、やっぱりそれ以上に経営の改善を求めらるるのであれば居宅サービス事業の復活というのは、今後考えていかなければならないものだと思うのですけれども、もう一度その辺のお考え答弁願いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 人件費については、この経営計画を拝見しているのですが、改善はされてきていると思います。また、改善を進めるような提案がなされてきているということでございます。とは言いながら、議員おっしゃるように、人件費のアップばかり図っていきますと、収支のバランスというものに影響が出てくる。これをどのように調整をしていくかというのがデイ・サービスセンターの経営の手腕でないかというふうには思っております。

また、御承知のとおり前回の指定管理の審査をいただいた際にも、この赤字幅のことが議会で大きく取り上げられて論議されております。したがって、この辺の数字の調整というものを経営の中にどう図っていくか、これは我々も指導しなければなりませんし、社会福祉協議会のほうもその辺を十分判断した中での職員の給与というものを考えていくのではないかと。

今までと比較しますと、個々の給与、あるいは賃金等も含めて改善が図られているということは目に見えておりますので、その辺は今後のデイ・サービスセンターの努力を期待してまいりたいと、そのように思っております。

また、居宅サービスの関係ですが、これもどこまでデイ・サービスセンターが行う体制がとれるかということも含めて、今後の経営の体制これを社協のほうでシミュレーションをしますか、あるいはどれぐらいのニーズがあるか、そういうことも含めて御判断いただくことになるのかなど。そういう中で行政のほうもいろいろと協力できることは申し上げたいと思いますし、あるいは現在の体制も、市内のいろいろな事業所の皆さんと協力しながら進めているところもあるようでございます。

御承知のとおり、過去は軽度の方だけを対象にして進めていたということが大きな経営に支障が出てきたというものの理由ということに、我々お聞きしているのですが、現在はデイ・サービスを利用されている方の介護度もバランスをとって、今、対応しているというふうにお聞きしております。

いずれにしても、これから介護保険制度も随分変わってまいりますし、市のほうも、これからどうそのニーズに対して体制を整えていくかということも含めて、それぞれ地域の皆さんと勉強をしているようでございます。こういうものの中にデイを組み込んで、歌志内市全体としてのシステムづくりに入っていくと、このように考えておりますので、今後の検討課題として当然のことながらとらえているものと判断しております。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第63号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

### 議 案 第 6 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第64号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第64号指定管理者の指定について御提案申し上げます。

次のとおり歌志内市老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、公の施設の名称、歌志内市老人福祉センター。
- 2、指定管理者となる団体の名称、歌志内市シルバーセンター。
- 3、指定管理者となる団体の所在、歌志内市字神威178番地1。
- 4、指定の期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由は、歌志内市老人福祉センターにおける管理運営を、効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定しようとするものでございます。

指定管理者につきましては、歌志内市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の定めにより、募集要項等を定め、条例第5条第1項第1号の当該施設の性格、規模及び機能により公募することに適さないものと判断し、歌志内市シルバーセンターを公募によらない指定管理者の候補者として選定をいたしました。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、公募によらない指定管理者の候補者の選定の手続であることから、指定手続条例施行規則第5条に基づく選定委員会の開催を不要とするところですが、審査の客観性、公平性を確保するため、選定委員会を開催し広く意見を求めたところであります。

選定委員会では、申請書とともに提出された事業計画書、収支計画書の確認を行い、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上、施設の効用が最大限に発揮されるか、維持管理能力等、指定手続条例第4条に定める選定方法等に基づき審議をしていただき、選定されたものでございます。

なお、指定管理者の概要、事業計画等につきましては、定例会資料の34ページから37

ページにございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第64号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

### 議案第65号から議案第68号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第65号より日程第16 議案第68号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第65号から議案第68号までの補正予算につきまして、私から、一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第65号平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）。

平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,655万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,852万3,000円とする。

2項は省略いたします。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

1、追加。

事項、デイ・サービスセンター指定管理料。

期間、平成29年度より至る平成31年度。

限度額、指定管理者と各年度において締結する年度協定書に定める額。

これは、デイ・サービスセンターを平成29年4月1日から平成32年3月31日まで3年間、歌志内市社会福祉協議会に管理委託するための予算措置であります。

事項、老人福祉センター指定管理料。

期間、平成29年度より至る平成31年度。

限度額、指定管理者と各年度において締結する年度協定書に定める額。

これは、老人福祉センターを平成29年4月1日から平成32年3月31日まで3年間、歌志内市シルバーセンターに管理委託するための予算措置であります。

次に、議案第66号に参ります。

議案第66号平成28年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,483万5,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第67号に参ります。

議案第67号平成28年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,503万5,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第68号に参ります。

議案第68号平成28年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,244万4,000円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第65号から議案第68号までの補正予算につきまして、一括御提案申し上げます。

事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出につきまして御説明いたしますので、6ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1節報酬58万7,000円の減額補正は、11月30日付で会計室の嘱託職員が退職したことに伴う報酬の減で、7節賃金46万3,000円の増額補正は、会計室の嘱託職員退職後の事務を臨時職員で対応するための事務補助賃金の増であります。

8節報償費50万円の増額補正は、ふるさと応援寄附者の増加に伴う当該寄附者への謝礼品の増で、12節役務費33万5,000円の増額補正は、北海道と市町村が協力して高度な情報セキュリティ対策を講じるため構築する、北海道自治体情報セキュリティクラウドに接続す

るためのホームページサーバーの設定変更及びメール無害化サービスにかかる手数料であります。

13節委託料75万6,000円の増額補正は、庁舎庁内ネットワーク回線と北海道自治体情報セキュリティクラウドを接続するシステム整備委託料で、18節備品購入費94万7,000円の増額補正は、回線分離実施中のセキュリティ強化対策に伴い整備する9台分のノートパソコン購入費、19節負担金補助及び交付金1万3,000円の増額補正は北海道情報セキュリティクラウド構築にかかる負担金、25節積立金200万円の増額補正は歳入と連動した歌志内ふるさと応援基金への積立金であります。

5目車両管理費、11節需用費18万9,000円の増額補正は中型バスのドア開閉部分の故障にかかる修繕料で、13目諸費23節償還金利子及び割引料57万8,000円の増額補正は、平成28年度分の児童手当国庫負担金の精算に伴う国庫支出金返還金であります。

3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費13節委託料23万9,000円の増額補正は、障害者等への地域生活支援事業にかかる移動支援及び相談支援の増に伴う委託料の増であります。

8ページに参りまして、5目医療福祉費19節負担金補助及び交付金268万7,000円の増額補正は、平成27年度分療養給付費負担金の精算に伴う後期高齢者医療広域連合負担金の増で、28節繰出金98万3,000円の増額補正は国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

2項老人福祉費3目介護保険費19節負担金補助及び交付金92万6,000円の増額補正は、介護従事者の負担軽減のために特別養護老人ホームしらかば荘が導入した介護ロボット3台分の購入費用について、国からの交付金を受けて助成するもので歳入と同額連動しております。

6款農林費1項1目とも農畜費11節需用費45万3,000円、12節役務費1万2,000円、18節備品購入費75万6,000円の増額補正は、ワイン用試験栽培地のほ場管理用の中古ホイールローダー購入費用と、同ホイールローダーの車検等修繕料及び自賠責保険料であります。

8款土木費4項都市計画費2目下水道費28節繰出金23万5,000円の増額補正は市営公共下水道特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

5項住宅費1目住宅管理費19節負担金補助及び交付金187万9,000円の増額補正は、持ち家の住宅改修及び解体除却にかかる住宅改修促進助成事業補助金の増で、10ページに参りまして、22節補償補填及び賠償金19万9,000円の増額補正は、神威桜沢地区の改良住宅にかかる移転補償金の単価改定及び補償対象者の増に伴う補償金の増であります。

9款1項とも消防費1目常備消防費10節交際費5万円の増額補正と2目非常備消防費10節交際費4万円の増額補正は、ともに消防関係者の葬儀香典等の増によるものであります。

10款教育費1項教育総務費5目教育施設用地取得費17節公有財産購入費826万6,000円の増額補正は、旧歌志内高等学校の文珠地区公宅跡地3,827.25平方メートルを教育施設用地として北海道から取得するものであります。

なお、定例会資料の38ページに、この後、13款の諸支出金で説明する歌神地区の土地取得とあわせて土地購入予定地の位置図を掲載しておりますので御参照願います。

11款災害復旧費1項土木施設災害復旧費2目一般災害復旧費15節工事請負費213万9,000円の増額補正は、8月20日の大雨により約8割が閉塞しました道の駅横の若葉団地雨水配水管の閉塞復旧工事を、災害復旧事業の追加分として行うものであります。

13款諸支出金1項普通財産取得費2目土地取得費17節公有財産購入費51万4,000円の増額補正は、旧歌志内高等学校の歌神地区公宅跡地1,185.72平方メートルを普通財産として取得するものであります。

14款1項とも職員費1目職員給与費3節職員手当等372万6,000円の増額補正は、特別職期末手当の支給割合引き上げに伴う特別職手当の増と、人事院勧告に伴う給料表改定及び勤勉手当の支給割合の引き上げに伴う一般職手当の増で、改正内容は、先ほど議案説明のあったとおりであります。

次に、15款1項、12ページに参りまして、1目とも予備費1,826万1,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

なお、14ページから21ページは給与費明細書ですので御参照願います。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、4ページをお開き願います。

13款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費補助金1節市町村地域生活支援事業費補助金9万9,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置しました市町村地域生活支援事業にかかる補助金であります。5節地域介護福祉空間整備費等交付金92万6,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置しました介護ロボット導入支援事業にかかる補助金であります。

14款道支出金2項道補助金1目民生費補助金2節市町村地域生活支援事業費補助金5万円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置しました市町村地域生活支援事業にかかる補助金であります。

15款財産収入2項財産売払収入3目1節とも出資金返還金収入4,348万4,000円の増額補正は、中空知広域市町村圏組合に出資していました中空知ふるさと市町村圏基金の一部取り崩しに伴う返還金であります。

これは中空知広域市町村圏組合で積み立てしています中空知ふるさと市町村圏基金10億円のうち、いわゆるユーロ債として運用しておりました6億円が昨年6月に早期償還になり、構成市町から取り崩して活用したいとの要望があったことや、現在の経済情勢では有利な運用方法がほとんど見込まれないため、各市町の出資限度比率に基づき処分することを6月定例会にて、中空知広域市町村圏組合規約の変更として議決いただいたところであります。

このたび所要の手続きを経て取崩額6億円のうち当市の出資限度比率に基づく出資金返還金4,348万4,000円が、正式に返還されることになりましたので予算計上するものであります。

16款1項とも寄附金2目1節ともふるさと応援寄附金200万円の増額補正は、ふるさと応援寄附条例に基づく寄附金の増であります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わりまして、次に、市営公共下水道特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、下水道の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費1目一般管理費2節給料10万円と3節職員手当等13万5,000円の増額補正は、職員の昇格及び人事院勧告に伴う給料表改定等に伴う一般職給及び一般職手当の増減補正であります。

2款1項とも公債費2目利子は、財源区分の変更であります。

なお、7ページから13ページは給与費明細書ですので、御参照を願います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

3款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金23万5,000円の増額補正は、歳入歳出予算の増減調整により一般会計から繰り入れするものであります。

以上で、市営公共下水道特別会計補正予算の説明を終わりました。次に、国民健康保険特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、国保の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料18万4,000円と3節職員手当等75万5,000円の増額補正は、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う給料表改定等に伴う一般職給及び一般職手当の増額補正であります。

なお、7ページから12ページは給与費明細書ですので御参照を願います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

2款1項とも繰入金、1目1節とも一般会計繰入金93万9,000円の増額補正は、歳入歳出予算の増額調整により一般会計から繰り入れするものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わりました。次に、後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、後期高齢の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料1万8,000円と、3節職員手当等2万6,000円の増額補正は人事院勧告に伴う給料表改定等に伴う一般職給及び一般職手当の増額補正であります。

なお、7ページから12ページは給与費明細書ですので御参照願います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

2款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金4万4,000円の増額補正は、歳入歳出予算の増額調整により一般会計から繰り入れするものであります。

以上で議案第65号から議案第68号までの各会計補正予算の事項別明細書につきましての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第65号平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 3件を聞きたいと思います。

一つ目、総務管理費のふるさと応援寄附金について、報償品等の50万円ということで増額ということになっておりますけれども、これは寄附額1万円に対して何件分の予算になっているのか伺いたいと思います。

二つ目ですけれども、農畜費ワイン用ぶどう試験栽培事業でのホイールローダーの購入についてでございます。

説明の中で、中古機械の購入ということで説明がありましたけれども、どこからどのように購入する予定なのか伺いたいと思います。

三つ目、教育総務費でございます。土地購入費について、この中学校の横の土地購入の今回のこの単価の積算の方法は、どのように行ったのかお聞きしたいと思います。



○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは、1件目のふるさと応援寄附金の関係について御説明いたします。

今回の補正でございますが、ふるさと応援一般経費の報償費50万円の増額補正は、歳入のふるさと応援寄附金200万円の増に対応するもので、寄附金額1万円に換算しますと200件分であります。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 私のほうからは、ワイン用ぶどう試験栽培のホイールローダーの購入の関係でございます。

このたびワイン用ぶどう試験栽培事業用に購入しようとしておりますホイールローダーにつきましては、一般財団法人歌志内交通安全指導センターから、同センターが使用しておりました中古車を随意契約により購入しようとするものでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 私のほうから3番目の土地購入の単価について申し上げます。

購入単価につきましては、市の標準取引である路線価の7分の10から土地の形状等の事情を考慮し、2割減額した単価としております。具体的には、路線価1,890円に7分の10を乗じて、それに補正率0.8を乗じた2,160円を1平方メートルの単価として、これに面積3,827.25平方メートルを乗じて補正額の826万6,000円を算出したものでございます。

また、補正率につきましては道教委との協議の中で、これ以上にはならないという金額として0.8の補正率としたところであります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ふるさと応援寄附金の件なのですけれども、200件分ということでお話をされました。今、全国的に返戻品が豪華になってきていて、各自治体の中で返戻品の競争というのですか、かなり厳しくなっていて、市の持ち出しがそのために多くなるという話もいろいろ聞くのですよね。

そういうふうなことを、できるだけ抑えるというのはちょっと変な話なのかもしれないですけれども、近隣の市町との兼ね合いも見ながらいろいろ多分今後動いていかないと、そういった競争が激化していくという可能性もあるので、そういった近隣市町との話し合いの場というのも、今後必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、その辺いかがかお聞きしたいと。

あとこの寄附していただいたお金の使い道ですよね、それはどういうふうにも有効に使うのか、それをいろいろ考えていると思うのですけれども、その辺どういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

ホイールローダーの件なのですけれども、中古で結構安い金額で買われております。中古でするのでメンテナンスのことが大きいかかわってきて、長く使うのであればやっぱり保管方法だとか、そういったことも重要になってくると思うのですけれども、その辺どういうふうを考えているのかお聞きしたいと思います。

三つ目の土地の件なのですけれども、いろいろ今、算定の基準を言っていたいただきましたけれども、素人目からして、長い間今回の土地というのは使われていなかったと思うのですよね、

建物が建っていたというのものもあるのですけれども。

そういった観点からしても、なかなか使う手立てがなかったのですけれども、今回歌志内市のほうで、有効活用できる土地として多分購入すると思うのですけれども、それであれば、やっぱり道のほうも買ってもらったほうがいいでしょうし、市のほうも買って活用したほうがいいということであれば、もう少し抑えた金額で買えたのではないかなという、ちょっと素人目の考えなのですけれども、その辺どうなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは、ふるさと応援基金の寄附の関係について御答弁申し上げます。

各市町競争が厳しくなっているのではないかとということでございますが、話し合いの場が必要でないかとということでございますが、これにつきましては、各市町の寄附金に対する考え方でございますので、協議するというところは今のところ考えておりません。

ただ、歌志内市の返戻品の考え方といたしましては、従前お話ししていると思いますが、寄附金額のおおむね20%から25%程度、こちらを予算計上して返戻品として充てております。

また、毎年の使い道の関係でございますが、これにつきましては、寄附するときに四つの項目から選んでいただくような形になっております。一つ目は地域コミュニティの推進に関する事業、二つ目は子育て支援及び教育・文化・スポーツの振興に関する事業、三つ目は地域の活性化に関する事業、四つ目としましてはその他地域振興のため市長が必要と認める事業ということで、選択していただいております。この内容につきましては、毎年広報で公表をしているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） ホイールローダーの関係の部分でございますが、当然メンテナンスというのは必要になってございます。初年度登録が昭和59年ということで、かなり古い機種でございますので、現在車検切れでございますが、これらをしっかりと車検を受けまして、その後もしっかりとメンテナンスを行いたいと考えております。

また、保管場所につきましては、今月中に歌志内太陽ファームが今の場所から移転されるということでございますので、そこで空いた畜舎もしくはビニールハウスがございますので、そちらのほうでしっかりと保管をしてまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 土地購入の金額につきましては、道教委のほうでは12月の初旬に不動産鑑定を再度かけることとなっております。今後におきましては、補正予算の成立後に道教委に対しまして譲渡申請を行い、それを受けまして、道教委としましては知事のほうに用途廃止承認申請が行われます。そして、来年1月ごろには承認された後に、2月に契約準備に入り3月には契約という運びになるかと思っております。

打ち合わせの中でも、今回の金額以上にはならないということで確認されておりますので、今後については、この申請の段階の中で多少減額になることも考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 3点につきまして質疑させてください。

10ページの住宅管理費の19節負担金補助及び交付金の流れで質問させていただきますが187万9,000円、これは補正ということで今まで持ち家に対する移転ということで、

さまざま手当てを行ってきたと思うのですが、今回の補正によってどのぐらいの件数を予定されているのか。そして、それに対するPRですか、市民に対するお知らせはどのような状況になっているのか、まず、この1点であります。

2点目であります。今、質疑がありました女鹿議員ともリンクするところでありますけれども、隣にある高校の学校の先生方の住宅が建っていたその土地、購入することはわかりました。何らかの目的があってそれは購入するものだと私は考えます。その購入の目的は何なのか、どういったことを考えておられるのかということをお答えいただければと思います。

また、今の中学校の土地なのでありますけれども、道道から校門に入って行く左側、要するにグラウンドとの間に一つのスペースがあるのですよね。以前に、そこには住宅が建っていて購入できなかったという話も聞いています。と同時に、その当時は全体を買いたかったのだけれども、それもうまくいかなかったのですという話も聞いています。今回この取得に関してその部分、宅地だった部分そこは購入はする考えはないのかということをお答えいただければと思います。

次に、三つ目ですが、これも土地の取得関係のことですが、諸支出金で2目の土地取得費ということで、歌神の歌志内高校の公住跡地ということで51万4,000円、これも購入しています。その購入するに当たっては何らかの目的があってというふうに考えるのですが、それにつきまして、どういう目的でどのような利用を考えておられるのかをお答えいただければと思います。

以上、3点質疑いたします。よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私からは、ページ10ページでございますが、住宅改修促進助成事業の補正につきまして御説明いたします。

まず、件数でございますが、当初の予算でいきますと、改修が5件、解体が5件、そして耐震が1件ということで、それぞれ11件の合計で予算計上しておりましたが、結果として、今現在4件ほどの問い合わせが来まして、それをトータルいたしますと改修が14件、解体が13件と、耐震については今後も予想されませんので、これについては補正減をさせていただきました。

この内容につきましては、解体が約50%程度、今回解体として助成を受けたいということになっております。PRにつきましては、毎年市の広報等で御周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 土地の今後の利用計画ということでございますが、まず、本市のまちづくりの特徴としまして、子育て応援タウンを標榜し充実した子育てや教育の実現、出産、子育てが女性の負担とならないような地域社会の構築を目指した積極的な取り組みを推進することとしております。

その一つとしまして、このたび幼稚園と保育所を一元化し、平成29年度に認定こども園を建設し平成30年度に開設することとしたものでございます。

認定こども園は中学校のグラウンドを活用し建設を進めることとしておりますが、今後は、このたび購入する土地を含めて、子育て、教育及び教育環境、さらには遊び場の整備など、子供の成長にとって必要な要件を充実するために活用することとしており、この地域に文教施設の集約を図ることとしております。

2点目の高校の門の左側にあるスペースの件につきましては、今後において新年度の中で取り組んでいることとしておりますので、今後において新年度予算の中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは、3点目の普通財産で取得予定の51万4,000円で購入予定の土地の購入目的、利用についてでございますが、こちらの土地につきましては、道教委のほうから旧歌高の文珠公宅跡地とあわせて処分をしたいという申し出がございました。

当該土地につきましては、除排雪の堆雪場所として活用が見込まれることから、今回購入することとしたものでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

---

午後 0時57分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 1点だけ質疑させてください。

先ほど歌志内中学校、元の高校の教員住宅の跡地を購入することで決定して、その後の流れにつきましては、これからというふうな話になっているようですが、最初からその用地を買うのですよということになったときに、例えばもう既に計画されているそのこれからできるこども園、それらのことについて計画が変わった、あるいはそういったことがあったのかどうか、ちょっと答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、村上市長。

○市長（村上隆興君） こども園の計画は予定しておりました年次に粛々と進めているものでございます。

ただいま認定こども園と買収予定の土地の関係の御質問でしたけれども、それ以外に私どものほうで北海道のほうへ、あの職員住宅の解体について過去に要望していた例がございます。砂川方面あるいは上砂川方面から入ってくる歌志内市の入口として、あそこに長い年月空戸として存在しているというのは非常に見苦しいということで、道議会議員の会派の皆さんの要望のありましたときに、北海道に直接要望している部分もありましたけれども、ぜひ力を貸してほしいということで、所管は道の管財のほうでしたけれども、管理しているのが道教委ということもありまして、何年かかかりましたが解体につなげていったと。

あわせて、あそこの土地というのは認定こども園を御承知のとおり予定しておりましたので、そういう環境づくりも含めて、やっぱり望ましい文教施設のエリアとして確保していきたいと、そういう考え方で進めていたものでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これより、議案第65号について採決をいたします。  
ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。  
これより、議案第66号平成28年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより、討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これより、議案第66号について採決をいたします。  
ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。  
これより、議案第67号平成28年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより、討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これより、議案第67号について採決をいたします。  
ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。  
これより、議案第68号平成28年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより、討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これより、議案第68号について採決をいたします。  
ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

## 散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1時03分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      山    崎    瑞    紀

署名議員      谷            秀    紀